

第2回 熊本市教育行政審議会

次第

令和5年(2023年)7月10日

熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

1 開会

2 報告

熊本市教育行政審議会の公開等について

3 協議

【事例1】児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応について

- (1) 協議の視点等について事務局説明
- (2) グループ協議
- (3) グループからの発表
- (4) 全体会

4 諸連絡

5 閉会

※閉会后ブリーフィングを予定しています

第2回 熊本市教育行政審議会 座席表

日時:令和5年(2023年)7月10日(月)10:00~
 場所:熊本市役所議会棟2階 予算決算委員会室

報道関係者・傍聴者
 報道用カメラエリア

熊本大学教育学部長
 大学院教育学研究科長
藤田 豊 委員

保護者
村田 槇 委員

公募委員
上田 心結 委員

A

日本体育大学大学院
 体育科学研究科教授
南部 さおり 委員

熊本市立一新小学校長
須藤 聡 委員

リ・スタートくまもと代表
富永 智子 委員

熊本市教育委員
 熊本学園大学社会福祉学部教授子ども家庭福祉学科長
出川 聖尚子 委員

名古屋市教育長
坪田 知広 委員

保護者
西村 則子 委員

B

弁護士
村田 晃一 委員

医療法人
 横田会向陽台病院院長
比江島 誠人 委員

玉川大学教育学部教授
 教育ジャーナリスト
中西 茂 委員

公募委員
森 博子 委員

C

熊本市立楠中学校長
平生 典子 委員

【オンライン出席】
 日本大学文理学部教授
末富 芳 委員

【オンライン出席】
 東北大学大学院教育学研究科教授
青木 栄一 委員

YouTube配信
 機材置き場

(事務局)

中村 順浩 <small>総括審議員</small>	小島 雅博 <small>教育次長</small>	遠藤 洋路 <small>教育長</small>	木櫛 謙治 <small>子ども局長</small>	田口 清行 <small>教育次長</small>	須佐美 徹 <small>学校教育部長</small>
-------------------------------	------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------------

(事務局)

(事務局)

熊本市教育行政審議会

	区分	氏名	所属団体・役職等	出欠
1	学識経験者	藤田 豊	熊本大学教育学部長・大学院教育学研究科長	○
2	学識経験者	青木 栄一	東北大学大学院教育学研究科教授	○ オンライン
3	学識経験者	未富 芳	日本大学文理学部教授	○ オンライン
4	学識経験者	南部 さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授	○
5	地方教育行政関係者	出川 聖尚子	熊本市教育委員 熊本学園大学社会福祉学部教授・子ども家庭福祉学科長	○
6	地方教育行政関係者	坪田 知広	名古屋市教育長	○
7	法曹関係者	村田 晃一	弁護士	○
8	医療福祉関係者	富永 智子	リ・スタートくまもと代表	○
9	医療福祉関係者	比江島 誠人	医療法人横田会向陽台病院院長	○
10	報道関係者	中西 茂	玉川大学教育学部教授・教育ジャーナリスト	○
11	保護者代表	村田 槇	保護者	○
12	保護者代表	西村 則子	保護者	○
13	教職員	平生 典子	熊本市立楠中学校長	○
14	教職員	須藤 聡	熊本市立一新小学校長	○
15	公募委員	森 博子	公募委員	○
16	公募委員	上田 心結	公募委員	○

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和7年(2025年)3月31日

熊本市教育行政審議会における公開等について(事務局案)

会議は原則公開とするが、非公開の時間を設け、非公開事由に該当する協議を行う。
また、公開する際は、オンライン(YouTube)によりリアルタイム配信を行う。

非公開事由とは、個人に関する情報を保護する必要がある場合。または特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合。

第2回教育行政審議会

1:【公開】熊本市教育行政審議会の公開等について

2:【事例1】児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応について

(1)【非公開】協議の視点について事務局説明

(2)【非公開】非公開協議(グループ協議)

(3)【オンライン公開】公開協議(グループ発表・全体会)

(参考)

熊本市教育行政審議会運営要綱

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について審議を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

熊本市情報公開条例

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(2) 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

(6) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

昭和 27 年 11 月 14 日

教委規則第 6 号

(事務の委任)

第 1 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教科内容及びその取扱いの一般方針を定めること。
- (4) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和 38 年法律第 182 号)に基づく教科用図書の採択に関すること。
- (5) 人事の一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (9) 議会の議決を経るべき議案の原案を決定すること。
- (10) 教育予算の見積りを決定すること。
- (11) 文化財を指定し、又は指定を解除すること。
- (12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他の職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 通学区域を定めること。
- (15) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
- (16) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 27 条及び第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

(昭 34 教委規則 3・昭 38 教委規則 1・昭 40 教委規則 2・昭 59 教委規則 12・昭 61 教委規則 11・昭 62 教委規則 3・昭 62 教委規則 37・平 4 教委規則 5・平 5 教委規則 4・平 6 教委規則 2・平 7 教委規則 11・平 7 教委規則 15・平 9 教委規則 9・平 13 教委規則 6・平 14 教委規則 13・平 16 教委規則 5・平 18 教委規則 11・平 19 教委規則 9・平 20 教委規則 11・平 23 教委規則 9・平 27 教委規則 9・平 29 教委規則 1・令 2 教委規則 2・一部改正)

第 2 条 教育長は、前条の規定により委任された事務のうち重要又は異例に属する事項に

については、これを教育委員会の決定に係らしめることができる。

(平 29 教委規則 1・一部改正)

(専決)

第 3 条 教育委員会は、第 1 条第 6 号に掲げる事項のうち次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。

(1) 管理職員(熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年条例第 5 号)別表第 2 行政職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの、校長、園長及び教頭をいう。以下同じ。)以外の職員の任免その他の人事(分限(心身の故障による休職を除く。)及び懲戒を除く。)に関する事。

(2) 管理職員の給与の決定、服務、兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、同項の規定により教育長に専決させるものとされる事項(管理職員の兼務、併任及び心身の故障による休職に関する事を除く。)を第 1 条第 6 号の職員に専決させることができる。

(平 20 教委規則 11・追加、平 23 教委規則 9・平 24 教委規則 10・平 27 教委規則 9・平 29 教委規則 1・一部改正)

(臨時代理)

第 4 条 教育長は、緊急に処理しなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会会議を召集するいとまがないときは、第 1 条各号に掲げる事項(前条第 1 項各号に掲げる事項を除く。)について臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会会議においてその旨及び代理した事項を報告するとともに、教育委員会の承認を求めなければならない。

(平 27 教委規則 9・追加、平 29 教委規則 1・一部改正)

(報告)

第 5 条 教育長は、第 1 条の規定により委任された事務又は第 3 条第 1 項の規定により専決した事項のうち、重要又は異例に属する事項(第 2 条の規定により教育委員会の決定に係らしめた事項を除く。)その他教育委員会が必要と認める事項について、教育委員会に報告するものとする。

(平 27 教委規則 9・追加、平 29 教委規則 1・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 27 年 11 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 29 年 3 月 9 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 11 月 7 日から適用する。

附 則(昭和 38 年 10 月 7 日教委規則第 1 号)

この規則は、昭和 38 年 10 月 7 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 9 月 1 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月 2 日教委規則第 12 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 4 月 1 日教委規則第 11 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 27 日教委規則第 3 号)
この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 8 月 27 日教委規則第 37 号)
この規則は、昭和 62 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 4 月 1 日教委規則第 4 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日教委規則第 4 号)
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 1 月 12 日教委規則第 2 号)
この規則は、平成 6 年 1 月 15 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 22 日教委規則第 11 号)
この規則は、平成 7 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日教委規則第 15 号)
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 7 日教委規則第 9 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日教委規則第 6 号)
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 30 日教委規則第 13 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 10 月 1 日教委規則第 5 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 5 月 22 日教委規則第 11 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 27 日教委規則第 9 号)
この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 3 月 25 日教委規則第 11 号)
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日教委規則第 9 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 2 月 15 日教委規則第 10 号)
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 11 月 26 日教委規則第 9 号)
この規則は、平成 27 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日教委規則第 1 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日教委規則第 2 号)
この規則は、公布の日から施行する。

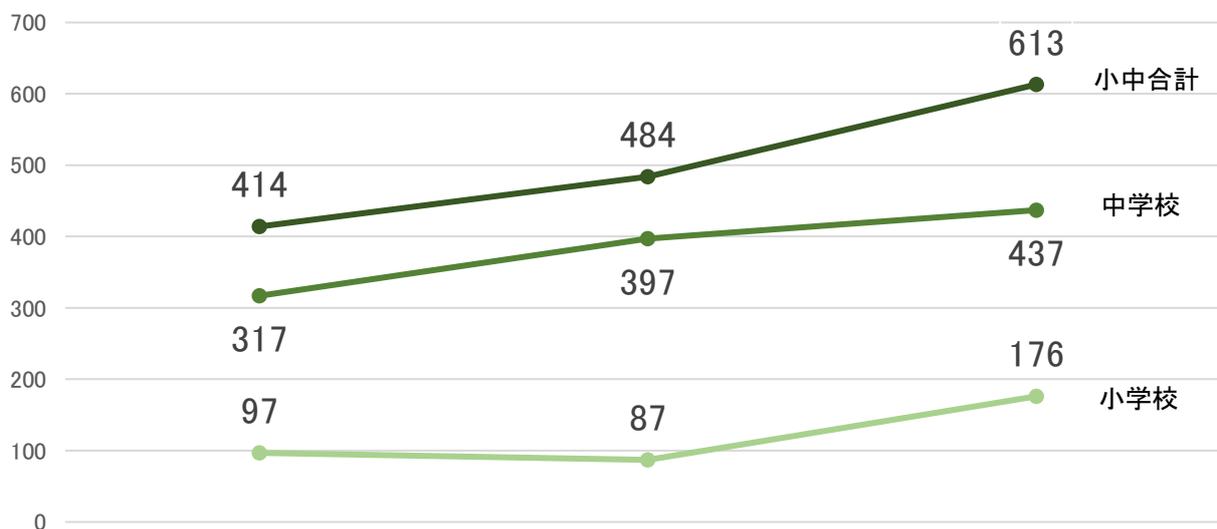
不登校児童生徒のつながりについて

	年度	小学校	割合	中学校	割合	小中合計	割合
不登校児童生徒数	R2	508		1,034		1,542	
	R3	757		1,395		2,152	
	R4	1,092		1,668		2,760	
100日以上欠席者総数 (割合:不登校児童生徒数に対するもの)	R2	215	42.3%	507	49.0%	722	46.8%
	R3	380	50.2%	803	57.6%	1,183	55.0%
	R4	453	41.5%	925	55.5%	1,378	49.9%
①公的機関	R2	8	3.7%	23	4.5%	31	4.3%
	R3	36	9.5%	74	9.2%	110	9.3%
	R4	24	5.3%	42	4.5%	66	4.8%
②フリースクール等の民間施設	R2	76	35.3%	54	10.7%	130	18.0%
	R3	100	26.3%	76	9.5%	176	14.9%
	R4	109	24.1%	109	11.8%	218	15.8%
③オンライン学習支援	R2	29	13.5%	59	11.6%	88	12.2%
	R3	126	33.2%	153	19.1%	279	23.6%
	R4	134	29.6%	225	24.3%	359	26.1%
④別室での学習支援	R2	15	7.0%	74	14.6%	89	12.3%
	R3	52	13.7%	200	24.9%	252	21.3%
	R4	69	15.2%	227	24.5%	296	21.5%
①～④どこにもつながっていない児童生徒	R2	97	45.1%	317	62.5%	414	57.3%
	R3	87	22.9%	397	49.4%	484	40.9%
	R4	176	38.9%	437	47.2%	613	44.5%

(割合は100日以上欠席者総数に対するもの)

①～④は複数回答可

学習支援場所において、どこにもつながっていない児童生徒数

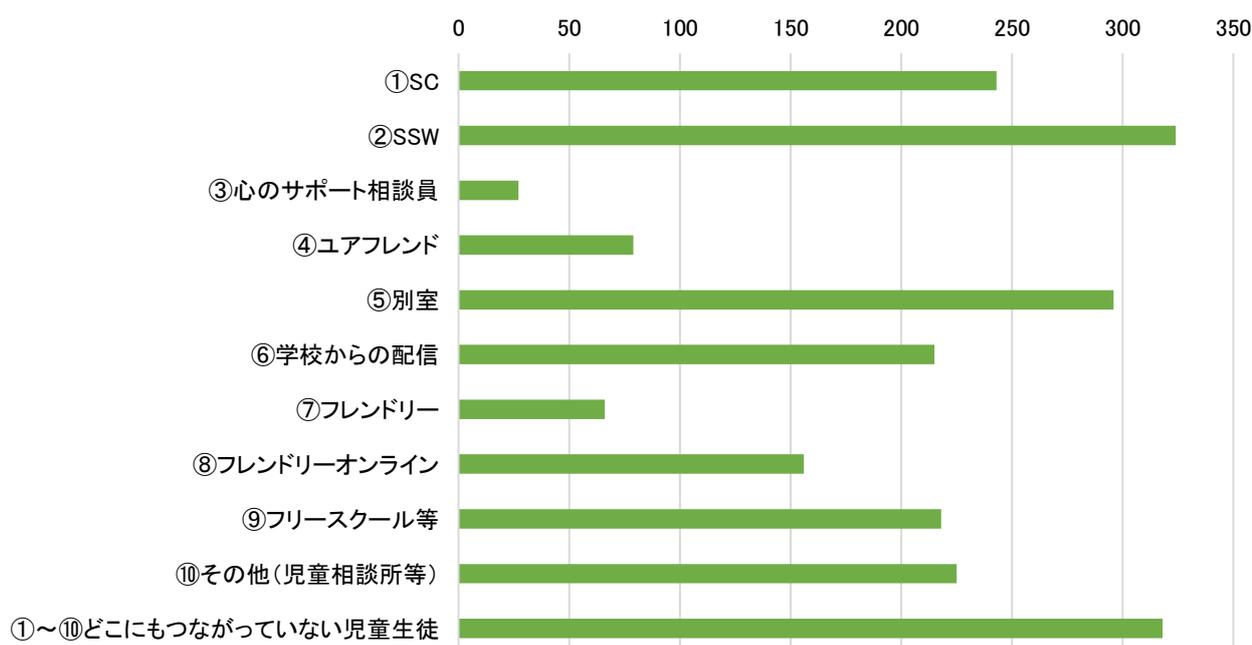


不登校児童生徒のつながりについて(令和4年度)

		小学校	割合	中学校	割合	小中合計	割合
不登校児童生徒数		1,092		1,668		2,760	
100日以上欠席者総数 (割合:不登校児童生徒数に対するもの)		453	41.5%	925	55.5%	1,378	49.9%
(割合は100日以上欠席者総数に対するもの)	①SC	72	15.9%	171	18.5%	243	17.6%
	②SSW	119	26.3%	205	22.2%	324	23.5%
	③心のサポート相談員	27	6.0%	0	0.0%	27	2.0%
	④ユアフレンド	43	9.5%	36	3.9%	79	5.7%
	⑤別室	69	15.2%	227	24.5%	296	21.5%
	⑥学校からの配信	110	24.3%	105	11.4%	215	15.6%
	⑦フレンドリー	24	5.3%	42	4.5%	66	4.8%
	⑧フレンドリーオンライン	36	7.9%	120	13.0%	156	11.3%
	⑨フリースクール等	109	24.1%	109	11.8%	218	15.8%
	⑩その他(児童相談所等)	75	16.6%	150	16.2%	225	16.3%
	①～⑩どこにもつながっていない児童生徒	78	17.2%	240	25.9%	318	23.1%

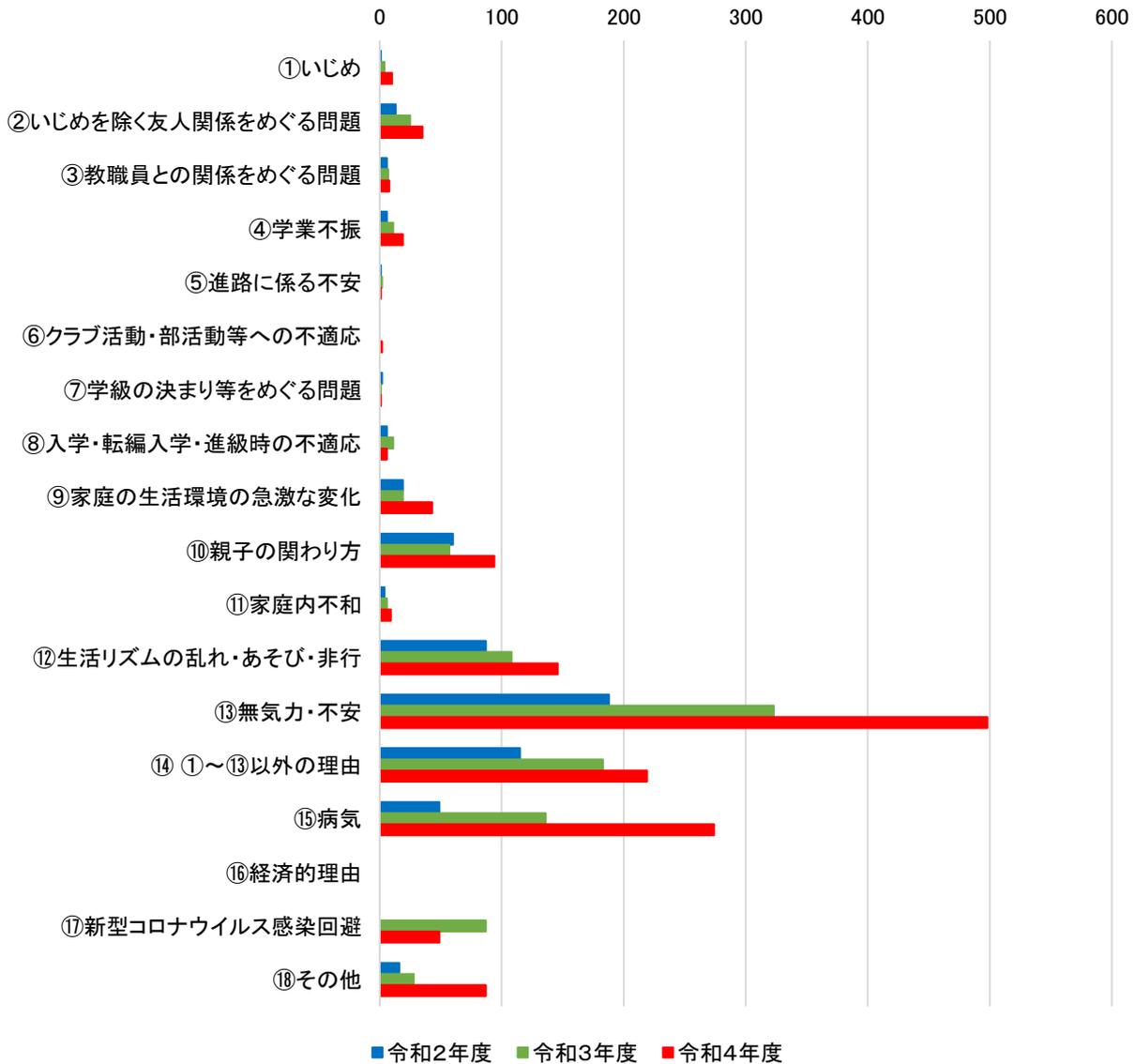
①～⑩は複数回答可

100日以上欠席者のつながり(令和4年度)小中合計



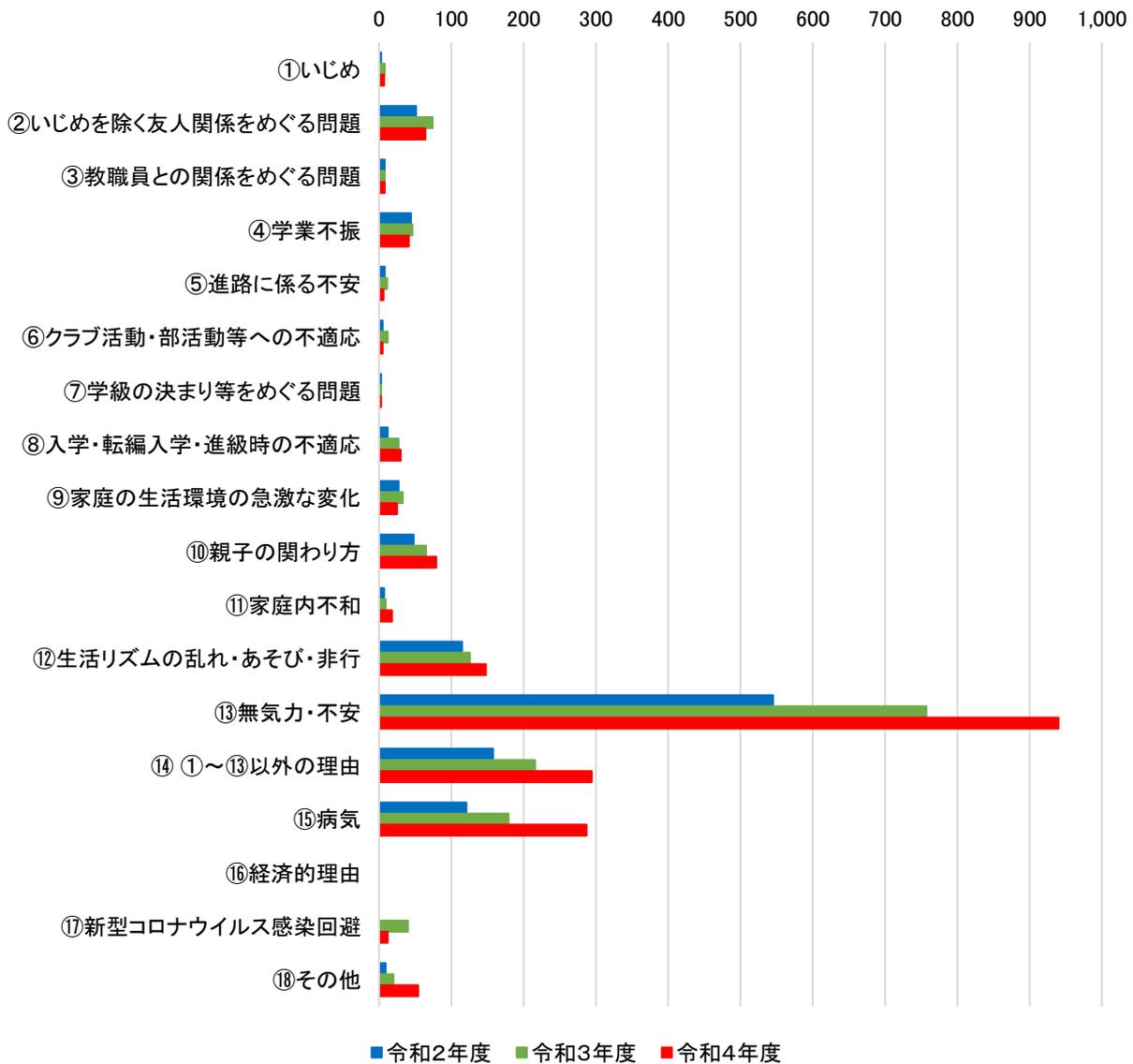
要因別長期欠席者数(小学校)

要因	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①いじめ	1	4	10
②いじめを除く友人関係をめぐる問題	13	25	35
③教職員との関係をめぐる問題	6	7	8
④学業不振	6	11	19
⑤進路に係る不安	1	2	1
⑥クラブ活動・部活動等への不適應	0	0	2
⑦学級の決まり等をめぐる問題	2	1	1
⑧入学・転編入学・進級時の不適應	6	11	6
⑨家庭の生活環境の急激な変化	19	19	43
⑩親子の関わり方	60	57	94
⑪家庭内不和	4	6	9
⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	87	108	146
⑬無気力・不安	188	323	498
⑭ ①～⑬以外の理由	115	183	219
⑮病気	49	136	274
⑯経済的理由	0	0	0
⑰新型コロナウイルス感染回避	0	87	49
⑱その他	16	28	87
合計	573	1,008	1,501



要因別長期欠席者数(中学校)

要因	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①いじめ	3	8	7
②いじめを除く友人関係をめぐる問題	51	74	64
③教職員との関係をめぐる問題	8	8	8
④学業不振	44	46	41
⑤進路に係る不安	8	11	6
⑥クラブ活動・部活動等への不適應	5	12	5
⑦学級の決まり等をめぐる問題	3	3	3
⑧入学・転編入学・進級時の不適應	12	27	30
⑨家庭の生活環境の急激な変化	27	33	25
⑩親子の関わり方	48	65	79
⑪家庭内不和	7	9	18
⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	115	126	148
⑬無気力・不安	545	757	940
⑭ ①～⑬以外の理由	158	216	294
⑮病気	121	179	287
⑯経済的理由	0	0	0
⑰新型コロナウイルス感染回避	0	40	12
⑱その他	9	20	54
合計	1,164	1,634	2,021



令和5年度 SSW配置一覧（令和5年4月1日）

SSW数	中学校・高校・特別支援学校名	小学校名	幼稚園名	合計学校数	拠点校
1	京陵(中)・帯山(中)	壺川・池田・高平台・託麻原・帯山・帯山西		8	京陵中
2	花陵(西)・江原(中)・井芹(西)・植木北(北)	古町・白坪・春日・本荘・春竹・花園・吉松・田底		12	
3	藤園(中)・西山(中)・鹿南(北)・あおば支援	城東・慶徳・五福・一新・城西・菱形・桜井・田原	一新	13	
4	江南(中)・桜山(中)・三和(西)・芳野(西)	向山・黒髪・高橋・池上・城山・芳野	向山	11	
5	竜南(中)・北部(北)・河内(西)・五霊(北)	碩台・清水・川上・西里・北部東・河内・植木・山本・山東	碩台	14	
6	江南(中)・江原(中)・河内(西)	向山・本荘・春竹・河内	向山	8	
7	西原(東)・長嶺(東)	西原・託麻西・託麻南・長嶺		6	西原中
8	東野(東)・龍田(北)・桜木(東)	秋津・若葉・龍田・龍田西・桜木・桜木東		9	
9	二岡(東)・楠(北)・鹿南(北)	託麻東・楠・楡木・菱形・桜井・田原	楠	10	
10	湖東(東)・武蔵(北)・清水(北)	泉ヶ丘・健軍・武蔵・弓削・麻生田・城北		9	
11	錦ヶ丘(東)・東部(東)・東町(東)	山ノ内・尾ノ上・月出・託麻北・東町・健軍東		9	
12	出水(中)・託麻(南)	出水・砂取・白山・御幸・田迎・田迎南・田迎西		9	託麻中
13	白川(中)・出水南(中)・日吉(南)	白川・大江・画図・出水南・日吉・日吉東		9	
14	城南(南)・力合(南)・必由館	川尻・城南・力合・力合西	川尻	8	
15	城西(西)・天明(南)・下益城城南(南)	小島・中島・中緑・銭塘・奥古閑・川口・豊田・隈庄・杉上	隈庄	13	
16	飽田(南)・富合(南)・平成さくら	飽田東・飽田西・飽田南・富合		7	

スクールソーシャルワーカー(SSW)人数 16名

令和5年度(2023年度) 熊本市スクールカウンセラー(SC)配置

番号	中学校名	校区小学校名	総配置時間	通常	地震	SC配置数
1	出水中学校	出水・砂取・白山	590	590	0	3
2	白川中学校	白川・大江	350	350	0	2
3	藤園中学校	城東・慶徳・五福	210	210	0	2
4	花陵中学校	古町・白坪・春日	255	230	25	2
5	城南中学校	川尻・城南	175	165	10	1
6	京陵中学校	壺川・池田・高平台	590	590	0	3
7	西山中学校	一新・城西	245	245	0	2
8	江南中学校	向山	140	140	0	2
9	江原中学校	本荘・春竹	140	140	0	1
10	竜南中学校	碩台・清水	210	210	0	2
11	桜山中学校	黒髪	185	175	10	2
12	湖東中学校	泉ヶ丘・健軍	210	210	0	2
13	託麻中学校	御幸・田迎・田迎南・田迎西	590	590	0	3
14	三和中学校	高橋・池上・城山	255	230	25	2
15	城西中学校	小島・中島	155	105	50	2
16	帯山中学校	託麻原・帯山西・帯山	590	590	0	3
17	東野中学校	秋津・若葉	303	225	78	2
18	錦ヶ丘中学校	山ノ内・尾ノ上・月出	420	420	0	2
19	二岡中学校	託麻東	250	230	20	2
20	東部中学校	託麻北	175	175	0	1
21	楠中学校	楠・楡木	245	245	0	2
22	西原中学校	西原・託麻西	590	590	0	3

令和5年度(2023年度) 熊本市スクールカウンセラー(SC)配置

番号	中学校名	校区小学校名	総配置時間	通常	地震	SC配置数
23	武蔵中学校	武蔵・弓削	185	160	25	2
24	東町中学校	東町・健軍東	280	280	0	2
25	出水南中学校	画図・出水南	340	280	60	3
26	清水中学校	麻生田・城北	290	265	25	2
27	井芹中学校	花園	175	175	0	1
28	北部中学校	川上・西里・北部東	350	350	0	2
29	芳野中学校	芳野	105	105	0	1
30	河内中学校	河内	105	105	0	1
31	飽田中学校	飽田東・飽田西・飽田南	200	200	0	1
32	天明中学校	中緑・銭塘・奥古閑・川口	150	140	10	2
33	長嶺中学校	託麻南・長嶺	590	590	0	3
34	力合中学校	力合・力合西	210	210	0	2
35	龍田中学校	龍田・龍田西	265	265	0	2
36	日吉中学校	日吉・日吉東	225	215	10	2
37	桜木中学校	桜木・桜木東	340	320	20	2
38	富合中学校	富合	140	140	0	1
39	下益城城南中学校	豊田・隈庄・杉上	305	305	0	2
40	鹿南中学校	菱形・桜井・田原	130	130	0	1
41	五霊中学校	植木・山本・山東	175	175	0	1
42	植木北中学校	吉松・田底	140	140	0	1
43	幼稚園	碩台幼・一新幼・向山幼川尻幼・楠幼・隈庄幼	30	30	0	2
44	特別支援学校	平成さくら支援学校あおば支援学校	40	40	0	2
45	フレンドリー	フレンドリーオンライン	105	105	0	3
		フレンドリー(教育支援センター)	50	50	0	1
合計			11,798	11,430	368	88

スクールカウンセラー(SC)人数 48名

協議資料1 【事例1(体罰・暴言等への対応)における協議の視点】

1 仕組みや基準に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分
「職員の処分や研修」に関する仕組みや基準	教職員を「教育活動から外す場合」の基準はどうあるべきか	課題2
	「指導改善研修」の時期・期間・内容はどうか	課題7
	「指導改善研修」後に、校内での研修を継続的に行う仕組みはどうか	課題9
「保護者への対応」に関する仕組みや基準	保護者同士のトラブルにどう対応するか	課題3
	保護者による教職員へのハラスメントにどう対応するか	課題5
	保護者からの処分不服申し立てにどう対応するか	課題8

協議の際に参考となる資料

「参考資料1」 熊本市における体罰・暴言等発生後の対応の流れ

「参考資料2」 熊本市における職員の懲戒処分検討用資料例

「参考資料3」 熊本市教職員懲戒処分の指針

「参考資料4」 熊本市における「指導が不適切な教諭等」の研修制度申請の流れ

2 組織に関する内容

協議の視点	具体的内容	事例 該当部分
学校問題に対応する部署のあり方	様々な学校問題への相談窓口を一元化すべきか or 複数化すべきか	課題1
	体罰・暴言等の相談受付、調査、処分、事後研修までの対応を一元化すべきか	課題4
「第三者審議会」の必要性	教職員による体罰等以外の不祥事を審議する「第三者審議会」は必要か	課題6

協議の際に参考となる資料

「参考資料5」 熊本市における学校事故等発生時の第一報連絡先

「参考資料1」 熊本市における体罰・暴言等発生後の対応の流れ

「参考資料2」 熊本市における職員の懲戒処分検討用資料例

【課題1】

教育委員会の対応	複数課にまたがる内容であったため、事案に関する情報共有や該当職員や児童・保護者・他職員への聞き取り分担等の調整に手間取った。また、状況報告が複数課にまたがるため、学校の負担も大きくなった。
課題点	第一報から事案への対応まで、事案内容によっては主管が複数課にまたがり、効率的な対応ができていない。
考えられる改善点	学校や保護者からの問題対応窓口を事案内容に関わらず一本化し、学校問題に効果的に対応できる組織や報告様式に再構築する。

【課題2】

教育委員会の対応	事案発生を受けて、状況によっては対象職員を担任から外したり自宅待機させたりすることがあるが、どのタイミングでどのような対応をすべきかの判断に苦慮した。
課題点	担任から外したり自宅待機させたり等、職員を教育活動から外す場合の基準が明確でない。
考えられる改善点	職員を教育活動から外す場合の基準を明確にし、ガイドラインとして整理する。

【課題3】

教育委員会の対応	子どものトラブルが保護者同士のトラブルに発展し、保護者が学校に相談してくることがある。保護者相互に感情的になっていることがあり、学校としての対応が難しく苦慮した。
課題点	学校では、可能な限り保護者同士のトラブル解決にも取り組んでいる。ただ、保護者同士の感情のもつれに発展した場合、解決するのが難しい。また、保護者トラブルが子どもの関係にまで悪影響を及ぼすことがある。
考えられる改善点	保護者同士のトラブルを客観的に解決できる仕組みや学校が関わる場合のガイドラインを構築する。

【課題4】

教育委員会の対応	処分担当課と調査担当課が異なるため、処分担当課が改めて B 教諭や児童・保護者に児童への暴言について聞き取りを行い、時間がかかった。
課題点	処分にあたっては弁明の機会と捉えて、処分担当課が対象職員(被処分者)への聞き取りを改めて行っている。体罰等審議会担当と処分担当とにより、関係者への聞き取りを繰り返しており、効率的な対応ができていない。
考えられる改善点	体罰等審議会の認定から処分検討、事後研修までの取り扱いを同じ部署で一貫して行う。

【課題5】

育委員会の対応	保護者による暴言等で教職員が苦しめられることがある。教職員の暴言をチェックする仕組みはあるが、保護者の不適切な言動を指摘しづらく、対応に苦慮することがあった。
課題点	保護者の不適切な言動に対し、客観的に判断し対応できる仕組みがない。
考えられる改善点	体罰等審議会に準ずる「第三者による審議会」を立ち上げ、保護者からの無理な要求等を審議し、対応できる仕組みをつくる。

【課題6】

教育委員会の対応	体罰等審議会のような第三者による判断がないために、処分相当であるかどうか、教育委員会内部での検討に客観性をもたせにくかった。
課題点	体罰・暴言等以外の教職員の不適切な行動については、主管課が直接調査し判断している。教育委員会会議で決定するまでに第三者の判断が入る仕組みとなっていない。
考えられる改善点	体罰等審議会に準ずる「第三者による審議会」を立ち上げ、教職員の不祥事全般も審議する仕組みをつくる。

【課題7】

教育委員会の対応	処分後に被処分者への指導改善研修を行っている。個別対応を充実させるために、事案内容によって事後研修の実施方法や内容、実施期間が異なるため、その対応に労力を要している。
課題点	処分後の指導改善研修内容を事案ごとに判断しており、体系的な対応にまで至っていない。
考えられる改善点	被処分者への指導改善研修の日数や内容について、処分内容に応じた基準を明確にする。

【課題8】

教育委員会の対応	被害を受けた保護者が処分内容に納得せず、処分量定の変更を求めて市長に申し入れたり、教育委員会会議内容を開示請求したりして、対応に苦慮した。
課題点	保護者の処罰感情によって、処分に対する要望や処分量定への納得感が変わってくる。教育委員会内で処分まで完結させるので、対応への不信感が生まれると、それを払しょくするのが難しい。
考えられる改善点	不服対応のガイドラインを作成し、保護者の意見に客観的に対応したり、第三者が判断したりする仕組みをつくる。

【課題9】

教育委員会の対応	指導改善研修後の校内研修は学校に委ねているため、被処分者が移動した場合の研修や教育委員会による学校訪問との連携等、指導改善研修後の研修の内容充実や状況把握に課題が残った。
課題点	指導改善研修後の校内での研修内容を事案ごとに判断しており、体系的な対応にまで至っていない。
考えられる改善点	被処分者への指導改善研修の日数や内容についての基準を明確にする。さらに、個別カルテを作成し、継続的な研修実施や委員会内での情報共有できる仕組みをつくる。

協議資料2 【事例1】児童・保護者・同僚に対する教職員の暴言等への対応

5月18日 **保護者からの第一報**

A 小学校に勤務する B 教諭の問題行動に関する相談が、C 保護者から教育委員会に届いた。内容は、「子どものけんかに対する B 教諭の対応に納得できない。自分の子どもだけが悪者にされ、B 教諭から暴言を受けた。これまでも B 教諭の乱暴な言動には不信感があり学校に相談していた。今回は、子どもだけでなく自分に対しても許せない発言があったので、もう限界と思い電話した。」というものだった。

電話を受けた担当は、C 保護者の話を聞き、教育委員会内関係部署で情報を共有することを伝え、子どもへの暴言については「子どもを守る相談票」の提出を勧めた。

担当課は C 保護者からの訴えを電話で学校と共有。この件は、学校でも把握していた。

学校の説明では、「B 教諭の暴言等は、児童のみならず同僚職員に対してもあった。教育委員会のどこに相談すべきか迷っていた。」とのことだった。

課題1

本事案は内容が多岐にわたるため、教育委員会内の複数課で情報共有した。

この後、教育委員会から A 小学校に、学校問題対応チームや教職員課と連携しながら対応していくことを伝えた。また、学校で B 教諭、児童、C 保護者、関係職員への聞き取りを行い、各課に報告書を提出するよう A 小学校に連絡した。

5月21日

教育委員会内で改めて今後の対応について協議を行った。保護者とのトラブル、児童への暴言、職員への暴言をそれぞれの担当課が担当することになった。

複数課にまたがる内容であったため、事案に関する情報共有に時間がかかった。また、B 教諭や児童、C 保護者、他職員への聞き取りの役割分担がはっきりせず、打合せに時間を要した。

課題1

子どもへの暴言についての相談票が提出されたため、担当課が聞き取りを行い、必要に応じて他課と情報共有することとした。

A 小学校は、B 教諭、児童、C 保護者への聞き取りを行い、報告書を作成した。それぞれの主張には微妙にずれがあったが、B 教諭が児童への不適切な発言を一部認めたため、A 小学校長は教育委員会と相談の上、B 教諭が不適切と認めた部分について、謝罪会を設定した。

C 保護者の B 教諭への不信感はかなり強く、担任から外すことを求められた。A 小学校長は、「体罰等審議会の結果を待ちながら、当面の間は、他職員との複数体制で授業を行う。」対応をすることにした。

課題2

しかし、C 保護者はこの対応に納得せず、この後も A 小学校や教育委員会に担任を外すことを要求し続けた。

5月25日

D 保護者から A 小学校に相談があった。「子どものけんかのことで、C 保護者から毎日のように電話があり、精神的に参っている。どうしたらよいだろうか。」という内容であった。電話後、すぐに A 小学校の教頭と担任とで、D 保護者から直接話を聞いた。

教育相談後、C 保護者と D 保護者との関係修復のために、教頭が双方との話し合いを持とうとしたが、C 保護者の D 保護者への不信感が強く、対応が長期化した。

課題3

6月9日

体罰等審議会に提供する資料作成のために、担当課が B 教諭、児童、C 保護者、他職員への聞き取りを開始した。同時進行で、職員の不祥事担当課が B 教諭による他職員への暴言について聞き取りを行った。

課題1

8月19日 **体罰等審議会で暴言認定**

体罰等審議会で B 教諭の児童に対する行為を「暴言2件、不適切指導2件」と認定した。

この時点で、A 小学校長は教育委員会と相談して、2学期以降の当面の間、B 教諭を担任から外すことを決定した。

課題2

学校は、審議会での認定結果と担任の今後の処遇を C 保護者に伝えた。

9月1日

体罰等審議会の結果を受けて、教職員の処分担当課が処分を行う手続きとして、担当課が改めて被処分者である B 教諭に、児童への暴言に

課題4

についての聞き取りを行った。

9月28日

C 保護者が、体罰等審議会認定理由やその後の対応状況について、改めて教育委員会に情報提供を求めてきた。電話対応した課が認定理由について説明した。処分については、「自分たちではなく、担当課が回答する。」と説明し、処分担当課が説明可能な範囲内で説明を行った。

C 保護者からは、「教育委員会はたらい回しにしている。それぞれの説明も微妙に食い違っていて、信用できない。」との苦言があり、説明に時間を要した。

課題1
課題4

10月14日

教育委員会は、B教諭による保護者と他職員への暴言について、全関係者に聞き取りを行った。

B 教諭は児童と職員への暴言を認めたものの、C 保護者への暴言は認めなかった。

B 教諭の言い分は、「けんかの説明をする中で、C 保護者から私の人格を否定する暴言を言われたので、感情的に言い返した。なぜ、自分だけが処分対象になるのか。」という内容であった。

課題5

これらもふまえて、児童への暴言と保護者・職員への暴言とを合わせた処分内容案を教育委員会内で議論し、処分内容案を確定した。

今回の事案では、C 保護者は E 職員に対しても人格を否定するような発言をしており、E 職員は精神的に落ち込み、数日の休みを取った。

課題5

10月28日 **教育委員会会議で処分決定**

教育委員会会議で、「B 教諭の行為は C 保護者への暴言等にはあたらないが、他職員への暴言はパワーハラスメントにあたる」とし、児童への暴言・不適切な指導も含め、「停職1か月」の処分を決定した。

C 保護者・他職員への暴言については、審議会を経ず処分相当かどうかからの検討となるため、判断に迷った。また、量定案については担当課が指針に沿って検討したが、確定までに数回の審議を要した。

課題6

10月29日

教育委員会は、処分内容を B 教諭本人と C 保護者へ伝えた。C 保護者は、「処分が軽すぎる。特に、自分への暴言を認めないのはおかしい。教育委員会は身内をかばっているのではないか。」と、納得していない様子だった。

11月1日以降

C 保護者から、「処分量定に納得できない。なぜ自分への暴言は認められていないのか。」と、学校と教育委員会に意見が寄せられた。教育委員会は、C 保護者への暴言等を認めなかった理由及び量定の妥当性について C 保護者に数回説明した。

しかし、「処分が軽すぎる。自分への暴言を認めないのは納得できない。身内に甘い。」という C 保護者の思いは変わらず、対応が長期化した。

課題6

11月30日 **処分後の指導改善研修開始**

B 教諭の停職期間が終了し、1か月間の事後研修を開始した。研修内容は、これまでに実施した内容をもとに行うこととしたが、今回の事案特有の課題についての研修が必要であるため、そのプログラム作成(実施期間や内容)と研修の運営に苦慮した。

課題7

12月22日 **処分に対する保護者の不服申し立て**

C 保護者が、市長への手紙を提出し、処分内容に関する教育委員会会議事録の開示請求も行った。「処分内容に納得できない。教育委員会は身内に甘い。処分のやり直しをしてほしい。」という主旨だった。

課題8

1月13日 **処分に対する被処分者の不服申し立て**

教育委員会は市長への手紙の返信として、これまで行ってきた説明と同様の内容を C 保護者に返すとともに、議事録を開示した。

議事録を開示する際に、「議事録内容に納得が得られないとしても、教育委員会としてはこれ以上の対応は難しい」ことを C 保護者に伝えた。

課題8

翌日、B 教諭が「研修を受けて反省したが、一方的に処分されている点は、納得できない。」という理由で、処分に対する不服申し立てを提出した。

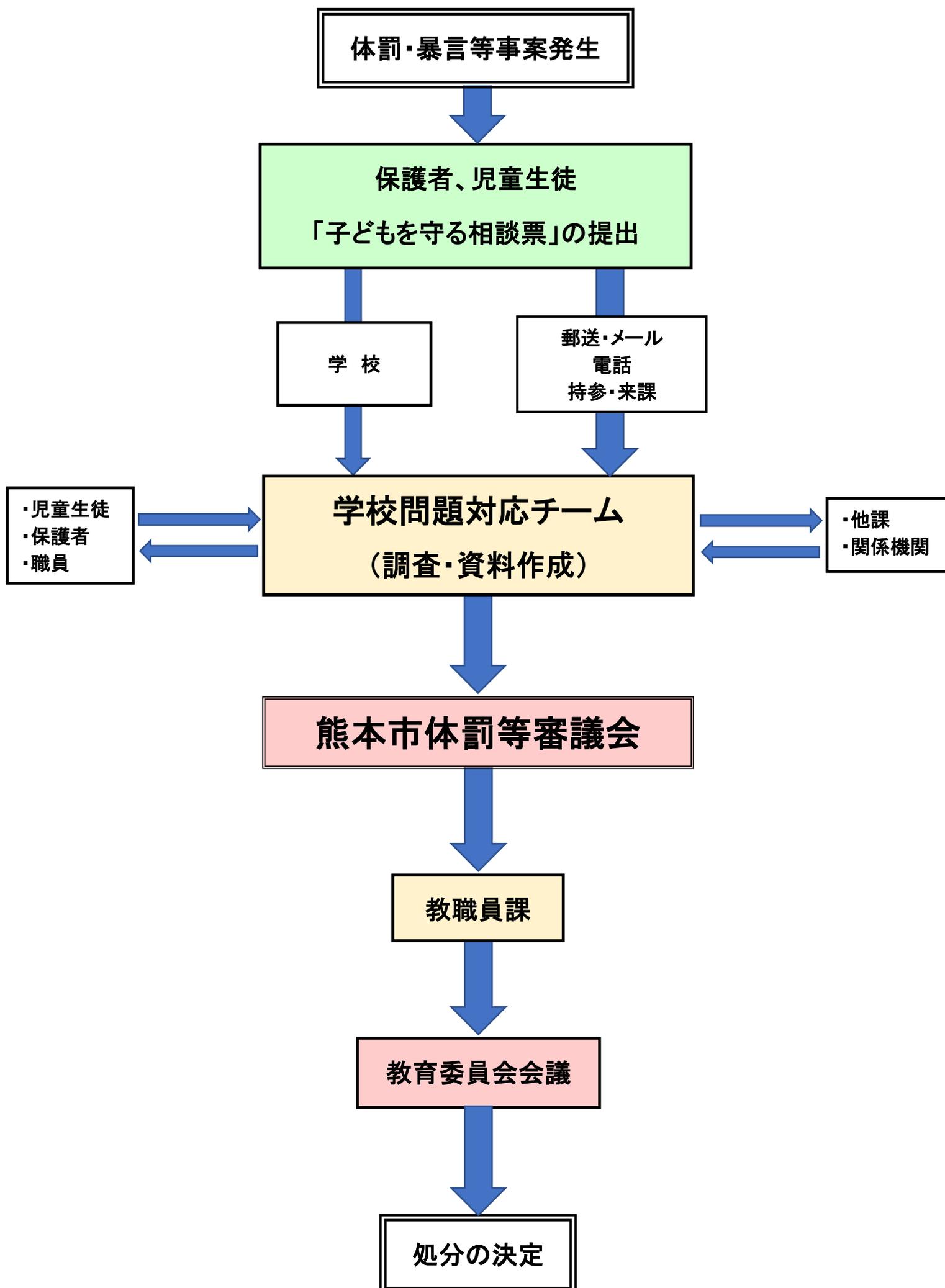
次年度の9月30日

B 教諭は、4月に A 小学校から F 小学校に異動した。教育委員会が F 小学校に学校訪問したが、学校訪問で B 教諭の事後指導を十分行えなかった。

B 教諭への指導改善研修記録やA小学校での事後研修記録が、A 小学校から F 小学校に引き継ぎできていなかったことによるものだった。

課題9

【体罰・暴言等発生後の対応の流れ】



(2) 懲戒処分の指針における量定決定の基本事項

基本事項		本件事案
2-(1) 非違行為の動機、態様及び結果	態様	※ 具体的な処分内容の決定に当たっては、 (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。 (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。 (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。 (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。 (5) 過去に非違行為を行っているか。 等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。
	動機	
	結果	
2-(2) 故意又は過失の度合い		
2-(3) 職責		
2-(4) 他の職員及び社会に与える影響		
2-(5) 処分歴		
【その他】 日頃の勤務態度や非違行為後の対応等		

(3) 本市の類似の処分事例

発生年月日	該当校	当事者	審議会認定区分	処分内容	事件の概要
RO.O.O	OOO	OO (職名)	OO	OO	当該教諭は、・・・生徒の胸ぐらを掴み、一方的に指導した。

(4) 他団体の処分事例

発生年月日	該当校	当事者	処分内容	事件の概要
RO.O.O	OOO	OO (職名)	OO	当該教諭は、・・・生徒1名に生徒指導を行う際、当該生徒の胸ぐらをつかんだ。・・・他校で生徒に対する体罰を加えたことで指導を受けている。

4 処分案

量定	理由
OO	本件については、・・・・・・・・

5 処分日

令和〇年〇〇月〇〇日 (〇)

II 管理監督責任 (必要な場合)

懲戒処分 の 指針

制定	平成24年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成25年	4月	1日	教育長決裁
	平成25年	8月28日		教職員課長決裁
	平成28年	8月30日		教育長決裁
	平成29年	3月28日		教育長決裁
	令和2年	3月23日		教育長決裁

この指針は、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非行等（以下「非違行為」という。）を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を明確にすることにより、非違行為の防止を図り、市民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

第1 基本事項

- この指針が対象とする職員は、市立学校（幼稚園を含む。）の教育職員（非常勤講師を含む。）、学校栄養職員及び事務職員（高等学校、総合ビジネス専門学校及び幼稚園の事務職員を除く。）とする。
- この指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分例を掲げたものである。

具体的な処分内容の決定に当たっては、

- 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
- 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
- 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
- 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
- 過去に非違行為を行っているか。

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分以外とすることもある。また、第2に掲げる複数の非違行為等に該当する場合は、標準例よりさらに重い処分を行うこともある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、処分の対象となり得るものであり、これらについては、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転

酒酔い運転をした職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転

(イ) 酒気帯び運転による人身事故を起こした職員は、免職とする。

(イ) (イ)以外の場合で、酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして必要な措置を講じなかった職員は、免職とする。

ウ 飲酒運転の同乗者等

他の者が、飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することが明らかであるにもかかわらず飲酒を勧め、若しくは飲酒運転をすることを知りながら他の者に自動車等を提供した職員は、免職又は停職とする。

(2) 飲酒運転以外の交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、又は教育委員会に事故の報告を怠った職員は、免職又は停職とする。

イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反により人に傷害を負わせた職員は、停職又は減給とする。この場合において、措置義務違反をし、又は教育委員会に事故の報告を怠った職員は、免職又は停職とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

悪質な交通法規違反により運転免許の取消しの行政処分を受けた職員は、停職、減給又は戒告とする。
この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こした職員は、停職又は減給とし、その後の措置義務違反をし、又は教育委員会に事実の報告を怠った職員は、停職とする。

(4) 前3号に該当する場合において、処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

2 体罰等

(1) 体罰を加えたことにより、児童生徒が死亡し、又はおおむね30日以上の治療期間を要する傷害を負った場合は、免職又は停職とする。

(2) 体罰を加えたことにより、児童生徒が傷害（前号に掲げるものを除く。）を負った場合は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、免職又は停職とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童生徒に体罰を加えた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、体罰が常習的に行われていたとき、又は体罰の態様が特に悪質なものであったときは、停職又は減給とする。

(4) 暴言又は不適切な言動等により、児童生徒に恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

3 児童生徒に対するわいせつ行為等

(1) 児童生徒に対して、法律又は条例等に違反するわいせつな行為をした職員は、免職とする。

(2) 児童生徒に対して、セクシュアル・ハラスメントをした職員は、免職、停職又は減給とする。

※ わいせつな行為が規定されている法律及び条例等とは

刑法（明治40年法律第45号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）、熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）等をいい、刑事事件になることを要しない。

※ セクシュアル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員、児童生徒等を不快にさせる職場の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。

4 一般服務関係

(1) 欠勤

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻等

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場を頻繁に離れて職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(5) 他の職員に対する暴行・暴言

ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。

イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告をし、又は故意に報告を怠り業務に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(7) 不適切な事務処理

ア 預け・書き換え

預け・書き換え等、不正な経理処理を行った職員は、減給又は戒告とする。

- イ 事務処理のけ怠
事務処理のけ怠により、公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- ウ その他の不適切な事務処理（故意又は重大な過失によるもの）
- (ア) 故意に適切な事務処理を怠り、虚偽の事務処理を行い、又は業務遂行上必要な上司への報告を怠り、公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、免職、停職又は減給とする。
- (イ) 重大な過失により公務の運営に重大な支障を生じさせ、かつ、市民その他の関係者に重大な損害を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (8) 違法な職員団体活動
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第37条第1項前段の規定に違反してストライキ等の争議行為を行い、又は職場の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
- イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。
- (9) 秘密漏えい
職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。
- (10) 違法な政治的行為
地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反する政治的行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (11) 個人情報紛失、盗難
重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難に遭った職員は、減給又は戒告とする。
- (12) 職務命令違反
上司からの職務命令に違反した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。
- (13) 兼業の承認を得る手続のけ怠
営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (14) 収賄
職務に関して賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。
- (15) 入札談合等に関与する行為
市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること、又はその他の方法により、当該入札等の公正を害する行為を行った職員は、免職又は停職とする。
- (16) 地位の不当利用
本来支払うべき使用料、手数料等を不正な手段を用いて支払いを免れる等、職務上若しくは職員としての地位を利用し、又は他の職員にその地位を利用させ、自ら不正に利益を得、又は他人に不正に利益を得させた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (17) 個人の秘密情報の目的外収集
その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。
- (18) 個人情報の不当利用
職務上知ることのできた個人情報を自己又は第三者の利益に供するために個人的に使用する等不当な目的に使用した職員は、免職、停職又は減給とする。
- (19) セクシュアル・ハラスメント
- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メ

ールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辭等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、免職又は停職とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

エ 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

(20) パワー・ハラスメント

他の者に対し、職務上の地位、人間関係等の職場内における優位性を背景として、業務上の適正な範囲を超えて継続的に人格及び尊厳を侵害する言動を行うことにより、精神的若しくは肉体的に苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、相手の意に反することを認識の上で、人格及び尊厳を侵害する言動を執拗に繰り返したことにより、相手が当該言動を主とした強度のストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、免職又は停職とする。

(21) モラル・ハラスメント等のハラスメント

前2号のハラスメントのほか、相手の意に反することを認識のうえで、他の者に対し、人格及び尊厳を侵害する言動を行い、又は職務上の過大若しくは過小な要求、人間関係からの切り離し等職場内での不当な差別的取扱いを行うことにより、精神的若しくは肉体的に苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、人格及び尊厳を侵害する言動を執拗に繰り返したことにより、相手が当該言動又は不当な差別的取扱いを主とした強度のストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、免職又は停職とする。

5 公金等、公物取扱い関係

(1) 横領

公金等（熊本市立学校公金外現金取扱要綱に規定する公金及び公金外現金をいう。以下同じ。）又は公物（熊本市物品会計規則に規定する重要物品及びこれに準じるものをいう。以下同じ。）を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取

公金等又は公物を盗んだ職員は、免職とする。

(3) 詐取

人を欺いて公金等又は公物を所得した職員は、免職とする。

(4) 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、停職又は減給とする。

(5) 給与等の違法支払・不適正受給

故意に法令に違反して給与等を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した職員は、停職又は減給とする。

(6) 公金等公物処理不適正

公金等又は公物の不適正な処理をした職員は、停職又は減給とする。

(7) コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(8) 紛失

公金等又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(9) 盗難

重大な過失により公金等又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(10) 出火・爆発

過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。

6 公務外非行

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

- (3) 傷害
人の身体を傷害した職員は、免職、停職又は減給とする。
- (4) 暴行
人に暴行を加えた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (5) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (6) 横領
自己の占有する他人の物（公金等及び公の財産を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。
- (7) 窃盗・強盗
 - ア 他人の金品を盗んだ職員は、免職又は停職とする。
 - イ 暴行又は脅迫により他人の金品を強奪した職員は、免職とする。
- (8) 詐欺・恐喝
人を欺いて金品を取得し、又は人を恐喝して金品を取得した職員は、免職又は停職とする。
- (9) 賭博
 - ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
 - イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用
麻薬・覚せい剤等を所持し、又は使用した職員は、免職とする。
- (11) 酩酊による粗野な言動等
酩酊して、公共の場所や乗り物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。
- (12) 児童生徒以外の者に対するわいせつ行為
法律や条例等に違反するわいせつな行為をした職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職又は停職とする。
- (13) ストーカー行為
つきまとい等のストーカー行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。
- (14) その他刑法違反
上記に掲げるものを除くほか、刑法に規定する罪を犯した職員は、具体的な行為の状況、悪質性等の程度に応じて、免職、停職又は減給とする。

7 監督責任関係

- (1) 指導監督不適正
部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 非行の隠ぺい、黙認
部下職員の非違行為を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前において行われた非違行為に対する指針の適用については、なお従前の例による。

附 則

この指針は、平成25年8月28日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前において行われた非違行為に対する指針の適用については、なお従前の例による。

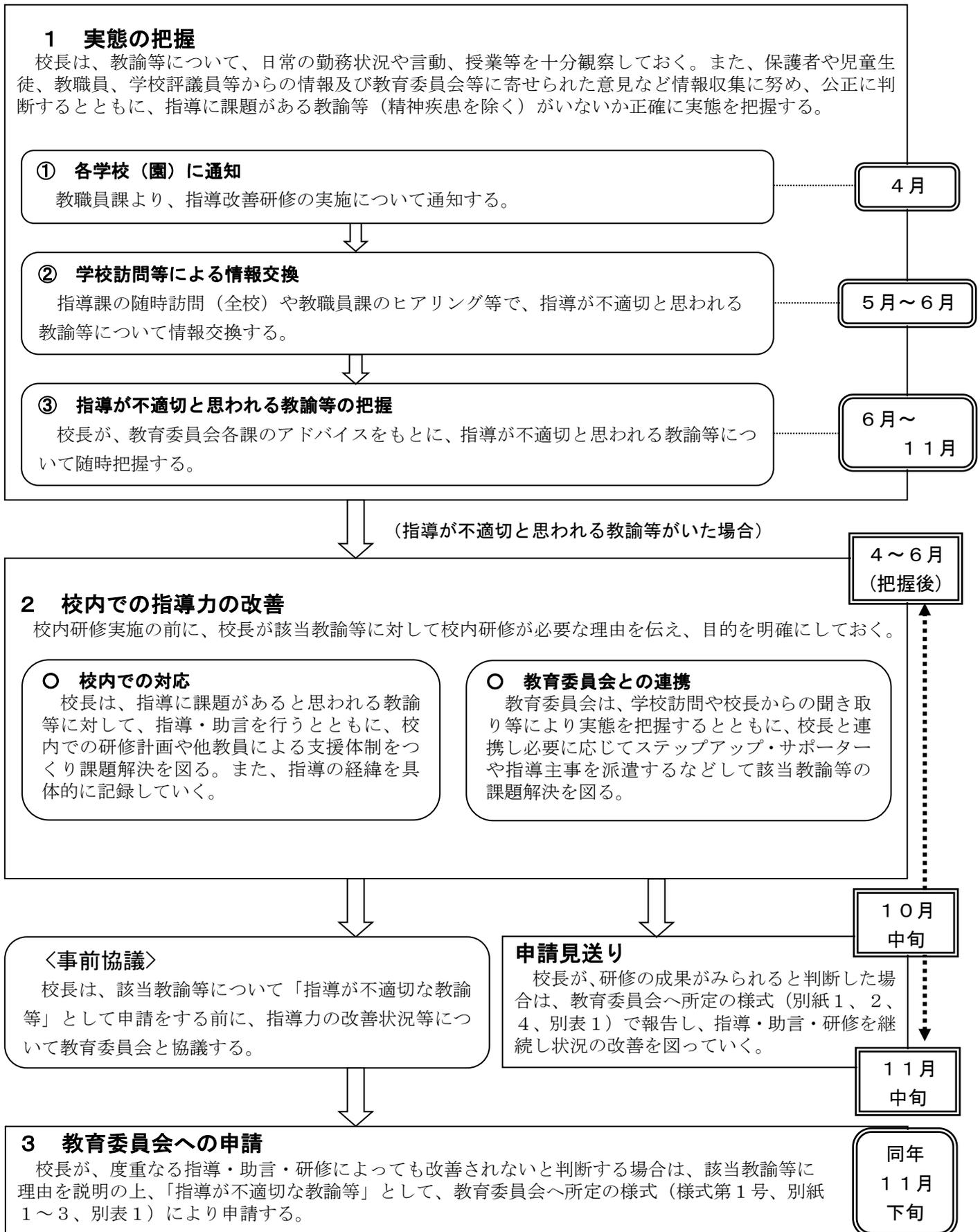
附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の日前において行われた非違行為に対する指針の適用については、なお従前の例による。

「指導が不適切な教諭等」として教育委員会へ申請されるまでの流れ



※ 該当する教諭等がない場合は、所定の提出期間にその旨を記載した文書（別紙5）を親展で1部提出する。

学校事故等発生時の第一報連絡先

令和5年(2023年)4月

事故等の内容	連絡先	
	平日(勤務時間内)	週休日、祝日、夜間
学校主事、給食技師、主事補助、事務補助の事故等(交通事故、負傷など)	教育政策課 TEL 328-2704 FAX 359-6951	課長 ○○ 090-..... 副課長 ○○ 090-.....
教職員による児童生徒への体罰事案	教育政策課 学校問題対応チーム TEL・FAX 同上	教育審議員 ○○ 090-.....
施設・設備の破損、火災	学校施設課 TEL 328-2709 FAX 359-7866	課長 ○○ 090-..... 副課長 ○○ 090-..... 課長補佐 ○○ 090-.....
校舎侵入、盗難(学校備品など)、機械警備関係	指導課(旧学務課分) TEL 328-2716 FAX 353-3921	課長 ○○ 090-..... 副課長 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-.....
学習指導上の事故等(授業中・部活動中の事故)	指導課(旧指導課分) TEL 328-2721 FAX 353-3921	教育審議員 ○○ 090-..... 審議員 ○○ 090-.....
教育職員、学校栄養職員、小・中・特別支援学校事務職員の事故等(交通事故、負傷など)	教職員課 TEL 328-2720 FAX 359-6951	課長 ○○ 090-..... 副課長 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-.....
生徒指導上での事故等	総合支援課 TEL 328-2743 FAX 323-8355	課長 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-..... 特別支援教育室長 ○○ 090-.....
児童生徒の事故(授業以外・交通事故に限る)、不審者等の情報、給食関係での事故	健康教育課 TEL 328-2728 FAX 323-8355	課長 ○○ 090-..... 副課長 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-.....
差別事象	人権教育指導室 TEL 328-2752 FAX 359-6951	室長 ○○ 090-..... 主任指導主事 ○○ 090-.....
地域教育情報ネットワーク(e ネット)に関する事故等	教育センター(※教育情報班) TEL 245-6310 FAX 359-7917	所長 ○○ 090-..... 副所長 ○○ 090-.....
児童育成クラブでの事故等	放課後児童育成課 TEL 328-2277 FAX 328-3040	課長 ○○ 090-..... 教育審議員 ○○ 090-.....

※ 第一報を受けた課は、関係すると思われる課へ連絡をとり連携を図ること。

※ 緊急を要する場合は、休日や夜間であっても速やかに担当課へ連絡すること。